

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	図書館利用者カードの交付及び資料の貸出し		
根拠法令及び条項	蓮田市図書館設置及び管理条例施行規則第4条、第5条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成10年11月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 1日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月22日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(別紙)

(館外利用)

第4条 資料を館外利用することのできる者は、次のとおりとする。ただし、特別な理由により館長が許可したときは、この限りでない。

(1) 蓮田市、さいたま市、春日部市、上尾市、久喜市、幸手市、白岡市、伊奈町、宮代町若しくは杉戸町に居住し、又は蓮田市内に通勤し、若しくは通学している者（以下「個人」という。）

(2) 市内の学校、地域文庫及び読書団体等で館長が適当と認めた団体（以下これらを「利用団体」という。）

2 貴重図書・参考図書その他で館長が指定した資料は、館外利用することができない。

(利用者カードの交付等)

第5条 資料の貸出しを受けようとする者は、様式第1号の図書館利用者カード申込書を館長に提出し、様式第2号の図書館利用者カード（以下「カード」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項のカードを交付するに当たり、館長はカード申込書の記載事項を証明する書類等の提示を求めることができる。

3 カードの有効期間は、交付の日から2年間とする。

4 資料の貸出しを受けるときは、カードを提示しなければならない。

5 カード申込書の記載事項に変更があったとき又はカードを紛失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

6 カードは、他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは不正に使用してはならない。

7 個人は、館内で資料の予約、貸出状況又は予約状況を確認したいときは、その旨を館長に申し出ることができる